

神戸楠公連 規約

2011-1-30

第1章 総則

第1条 名称

本連は神戸徳島県人会の承認の元、【神戸徳島県人会 神戸楠公連】と称する。

第2条 目的

本連は連員相互の協力により、

- (1) 阿波踊りを楽しみ、健康増進ならびに親睦を図る場を提供する。
- (2) 阿波踊りの上達に努め、活動を通して地域および阿波踊りの発展に貢献する。

第3条 活動方針

本連は、

- (1) 阿波踊りの技術向上のため練習を行い、地域イベント等へ積極的に参加する。
- (2) 政治的・宗教的な活動はしない。

第4条 運営

本連は、総会および役員会の議決に従い運営を行う。
運営にあたり必要に応じて連員から会費を徴収する。

第5条 事故・保険

本連の活動に関わる事故について、本連は一切の責任を負わない。
連員の希望があれば、団体保険への加入について役員会で協議することができる。

第6条 連員の資格と義務

阿波踊りを愛し、阿波踊りの技術を向上する気持ちを持つ者であれば連員と認める。
連員は、

- (1) 阿波踊りの技術向上に努め、連の活動に積極的に参加すること。
- (2) 礼節を守り、和を保ち、互いを思いやり、連員として品位を保持すること。
- (3) 他連の練習・イベント等に参加する場合は、役員会へ申請し承認を得ること。

第7条 休連

やむを得ず、休連を希望する連員は役員会に申請し承認を得ること。
休連は最長1年を限度とする。

第8条 退連勧告・除名

著しく連の秩序を乱し、連員の注意に従わない者に対しては、
役員会の議決により退連勧告および除名処分を行うことができる。

第9条 支部

役員会の議決により支部を設立・廃止することができる。
現在は長田支部の1支部が存在する。

第10条 会計監査

総会の議決により会計監査を選出する。会計監査の任期は1年とする。
会計監査は、年1回会計監査を行い、総会において監査結果報告を行う。

第11条 顧問

神戸徳島県人会会長および副会長を顧問とする。

第2章 各会

第1条 総会

総会は連の最高審議機関である。総会は、

- (1) 年に1回、連長が召集する。
- (2) 役員会の議決、もしくは連員の3分の1以上の要請により臨時に開くことができる。
- (3) 連員の2分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成で議決する。
- (4) 議長を顧問・会計監査・役員以外の連員より選出する。
- (5) 総会は主に以下の事項を審議する。
 - ・ 事業計画・報告
 - ・ 予算・決算
 - ・ 規約の改正
 - ・ 役員承認

第2条 役員会

役員会は総会に次ぐ審議機関であり、連長が召集する。総会の議案、および連の運営に関する事項を審議する。役員会は連長を含む5名以上の出席および賛成で議決とし、委任は不可とする。また、役員会で議論した内容は議事録として連員に公開する。

第3章 役員

第1条 任命

次期役員を選出は役員会の議決により行い、次期役員は総会の承認により任命される役員は、連長、副連長、事務、広報、会計、男踊り部長、女踊り部長、鳴り物部長の8名であり、役員会において審議権をもつ。

第2条 任務

- ・ 連長 連を代表し、運営および対外的交渉の責任を負う。
- ・ 副連長 連長を補佐し、他の役員に支障がある場合は任務を代行する。練習場所の確保、スケジュールの作成、物品の購入手続きを行う。
- ・ 事務 事務全般、連絡網の管理、連員への連絡、議事録の作成を行う。
- ・ 広報 ホームページの管理、メール・電話の受付を行う。イベントの依頼、入連希望の窓口業務を行う。
- ・ 会計 会計原則に従い、出納および会計帳簿の作成を行う。
- ・ 男踊り部長 練習計画の立案とイベントの参加者確認、男踊り衣装の管理を行う。
- ・ 女踊り部長 練習計画の立案とイベントの参加者確認、女踊り衣装の管理を行う。
- ・ 鳴り物部長 練習計画の立案とイベントの参加者確認、鳴り物の管理を行う。

第3条 任期

連長の任期は1年とし、再任を妨げない。
他役員任期は1年とし、再任は最長2年を原則とする。
任期中に辞任した場合、後任役員の任期は前任者の残任期までとする。

以上